

づくり、特産物を活用した農林水産・地域商社、インフラを活用した物流、産業の集積を活用した情報通信、インフラを活用したデータセンター等の電気通信事業分野への支援を実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

地域企業の技術力向上のために、奈良県産業振興総合センターをはじめ、県及び市町村が保有している情報であって資料として開示している情報について、インターネット公開を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

地域経済牽引事業計画の承認申請受付窓口所属（提案時に申請書が提出されていない場合にあつては、申請受付窓口になると見込まれる所属）で提案を受け付ける。

提案を受け付けた場合は、事業者の提案にかかる事項を所管する部局又は市町村に提案内容を通知し、対応を協議したうえで、当該所管部局又は市町村と共同して事業者に回答する。

提案内容が事業実施の支障となっている規制に関する事項であるときは、県又は市町村が規制緩和を行う権限を有する場合、以下に掲げる各要件を満足するとき、当該提案にかかる事業実施について、当該所管部局又は市町村は、積極的に規制緩和の取組を行うものとする。

- ①事業計画の内容が、「3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項」を満足すると考えられるとき。
- ②規制の目的が、事業者が提案する代替の手段により達せられるものであると考えられるとき。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①施設整備等

1) 工業団地または立地適地の創出【市町村、県】

県による産業集積地の整備を行うほか、川西町唐院・保田地区等での工業系ゾーン設定、田原本町十六面・西竹田地区等での地区計画策定など、奈良県都市計画区域マスタープラン、市町村都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画等の各種計画や方針に整合・配慮した工場適地の創出にかかる取組を市町村と県で連携し、さらに戦略的に実施する。

2) 工場適地情報の収集及び活用【市町村、県、関係機関】

県、市町村、関係機関等の協力・連携により、工場適地情報を収集し、企業ニーズに応える用地情報提供を実施する。

金融機関やインフラ関連企業等といった企業立地に関係の深い業界との連携・情報交換を活発化させる。

3) インフラ整備【市町村、県、関係機関】

既存工業団地、工場適地等の道路、上下水道、電力、観光利用施設等の立地基盤整備を県、市町村及び関係機関が連携して取り組み、企業立地を促進する。

特に、立地環境向上の効果が高い道路整備について、引き続き積極的に取り組む。

- 4) 研究施設やインキュベーション施設等の活用【県、公設試、支援機関、大学等】  
県、市町村、関係団体が協力・連携して、県内の研究施設やインキュベーション施設及び産業支援機関の活用促進を図る。
- 5) 設備の充実【公設試、大学等】  
企業ニーズを的確に把握し、これに応じた設備の充実に努める。また、奈良県産業振興総合センターで、主に県内中小企業にとって利用価値が高い試験分析・測定装置などを有償で開放するなど、研究施設の設備を弾力的に活用できるよう支援体制を整備する。
- ②人材育成・確保
- 1) 企業人材ニーズの把握【市町村、県、支援機関】  
企業アンケートや企業訪問を通じ、立地企業や立地希望企業が必要とする人材ニーズを把握し、企業の人材確保を支援する。
- 2) 地域雇用推進協議会の開催【県、国、経済団体】  
地域雇用に関する施策を一体的かつ効果的に推進するため、国、市町村及び関係団体等との協議の場を設けることにより、地域における望ましい雇用を実現するための施策を積極的に推進する。
- 3) 若年者就職支援【市町村、県、国、経済団体】  
若年者等を対象に、職場実習訓練、職場見学・体験、個別カウンセリング、セミナー等の実施により、職業意識の醸成を図ると同時に、企業ガイドブックの配布、企業見学等の実施により、県内企業や県内就職に関心をもってもらうきっかけを作る。  
また、企業合同説明会等を開催し、最終的には県内企業への就職を促進する。
- 4) UIJ ターン就職支援【県】  
県外からの優秀な人材を確保するため、奈良県で働く魅力を「奈良で働くセミナー・相談会」の実施により情報発信する。また、県内企業での就業を伴う他府県からの移住者に対して、移住支援金を支給する。
- 5) 就職ポータルサイトの運用【県】  
就職応援サイト「ジョブなら net」上で、求人・求職情報を登録してもらうことにより、企業側・求職者側の双方向から求人・求職を検索できる機能をもたせ、マッチングを支援するほか、雇用に関するイベントや合同企業説明会などの情報を発信し、必要な人に必要な情報を届ける。
- 6) インターンシップの推進【県】  
就職活動を始める前から県内外の学生に奈良県企業について知ってもらう機会として、インターンシップを通じて県内企業の魅力発信を行い、県内就業率の向上を図るとともに、就職においてミスマッチのない離職防止につなげる。
- 7) 職業訓練実施事業【県】  
労働者に求められる職業能力が多様化・専門化している現在、それに十分応えられる労働者の育成を目指して実施する。
- 8) 民間教育訓練施設等活用型職業訓練事業【県、民間教育訓練施設等】  
厳しい経済状況の中、求職者の再就職支援を図る観点から、職業訓練を実施し、就

職が困難な方の職業能力の向上を図る。

9) 技能検定の実施【県、関係団体等】

技能の水準の維持・向上及び技能に対する適正な評価、技能尊重機運の醸成のため、国家検定である技能検定を実施する。

10) 技術者育成【県、公設試、大学等】

産業集積を図る上で不可欠となる技術・技能の蓄積と育成技術者・技能者を育成する。

奈良県産業振興総合センターでは、企業技術者を長期にわたり受け入れる研究者養成研修や、各種研修会・講習会などを通じ、ものづくり人材育成を図る。また、技術移転に重要なコーディネート力や企業ニーズに応じた研究開発のため、センター研究員自身の技術力・開発力の向上に努める。

11) 実践教育【県、経済団体】

産業界と県が連携し、県内工業高校の生徒に中小企業で活躍する熟練技能者が直接実践的な指導を行うことにより、実践技術向上とものづくりに対する関心を高める。同時に、県内ものづくり中小企業の中堅クラス技術者等を対象とした研修等を実施し、技術者のスキル向上を図る。また、森林を適切に管理する分野においては、特殊な技能・技術及び豊富な知識が必要なことから、奈良県フォレスターアカデミーにおいて当該技能・技術、知識を習得した人材の育成及び確保を図り、地域の雇用につなげていく。

③技術支援等

1) 研究開発の強化推進【県、支援機関、公設試】

県内企業等の新商品開発や販路開拓に向けた取組や県内産業の基盤強化に寄与する事業に対して補助金交付等の支援を行うことにより、企業の高付加価値獲得を推進する。

特に健康、医療、生活関連商品、農林水産物について、マーケットニーズに基づくものづくりを推進するための取組を強化する。

2) 技術相談・指導【県、公設試、大学等】

県内企業が有するさまざまな技術課題について随時相談対応を行うほか、特定産業については定期的に出向いて技術相談に応じる。また、必要に応じ県内企業を直接訪問し技術ニーズの把握に努めるとともに技術指導等を行う。

また、関西文化学術研究都市や奈良工業高等専門学校の有する研究成果や技術情報を県内企業に紹介し、企業ニーズとのマッチング等により、技術力の向上を推進する。

県内産業の基盤強化と新規産業創出のため、補助金等の支援を進める。

④経営支援

1) 総合的支援の実施【県、支援機関、経済団体】

奈良県における新事業創出並びに中小企業振興のため、創業、新事業・新分野への進出、経営基盤の強化など、県内企業が行う社会的構造変化への対応に対する取組に対し、総合的支援を実施する。

また、BtoB マッチングコーディネーターの配置や各支援事業の活用等を通じて、地

域企業のニーズ、蓄積技術の把握を進め、立地企業・地域企業間及び地域企業間のビジネスマッチングを支援し促進する。

県内での起業に向けた機運醸成を図るため、ビジネスプランコンテストの開催等により、世界に通用するビジネスモデルを発信できるビジネスパーソンの発掘し、起業をサポートする。

#### 2) 広域商談会・マッチングフェア等【県、関係機関】

(公財) 関西文化学術研究都市推進機構では、関西文化学術研究都市及びその周辺地域に立地している研究機関・大学、企業等が保有する知的財産・技術シーズの事業化を促進する産学官連携フェア「けいはんなビジネスメッセ」を開催する。

また、金融機関主催のビジネスフェアが開催されるなど、ビジネスマッチングの場が設けられている。

販路拡大の面では、国内のみならず、海外の著名な見本市等への県内企業の出展を支援することにより、バイヤー等との商談機会を提供するとともに、商談を通じて得られる評価を今後の商品企画に活かす機会として活用し、販路拡大を図る。

### ⑤ 周辺施策の活用及びインフラ整備

#### 1) 企業立地インセンティブの活用【市町村、県】

市町村と県では、立地補助金・奨励金や課税免除等の優遇制度を設けるとともに、地域の優れた立地環境をPRすることで企業立地を促進する。

平成23年に発生した紀伊半島大水害により経済的に打撃をうけた県南部・東部地域への企業立地を促進するため、補助金の加算制度を設ける。

また、都市部での立地に限定されない情報通信関連業種に対する優遇制度を拡充するなど、集積産業の動向を注視し、効果の高いインセンティブとなるよう適宜見直しを行う。

#### 2) 企業立地専門員等の配置【市町村、県】

県では、県内外の企業に積極的に本県への立地を働きかけるために企業誘致活動を専門に行う企業立地コンシェルジュを配置し、市町村では、企業立地を専門に担当する部署・職員を設置する等、より充実した誘致活動を行うことで企業立地を進める

#### 3) 企業ニーズ把握【市町村、県、関係機関】

立地希望のあった企業に出向いてのニーズ把握やアンケート調査等により、幅広く企業ニーズの把握に努め、立地環境について課題があれば、金融機関やインフラ関係企業等とも連携して、その解決を図り企業立地を進める。

#### 4) 誘致PR活動、担当者研修会等の開催【市町村、県、関係機関】

県、市町村や関係機関が連携して誘致活動を展開する。また、市町村の担当者を対象とした企業立地に関する情報交換などの研修や関係機関との意見交換会を開催する等、企業に的確で有効な情報提供を行うことによって企業立地を促進する。

また、東京や大阪でのトップセミナー開催や業界商談会への出展など、金融機関等と連携・協力して企業誘致を促進する。

#### 5) 交通基盤整備の促進【市町村、県等】

京奈和自動車道の整備や西名阪自動車道の郡山下ツ道ジャンクション、大和まほろばスマートICの設置等、産業集積に資する効果の高い道路整備や、リニア中央新幹線

の整備促進に向けた取組を積極的に行い、立地企業の利便性を高めることで、企業立地を促進する。

6) 情報通信基盤の整備【市町村、県、関係機関】

特に大規模な企業集積を計画する場合には、企業が操業する上で必要となる情報通信基盤の確保を、関係機関と調整して進める。

7) 漢方のメッカ推進プロジェクト【市町村、県、支援機関、経済団体、関係機関、大学等】

地場集積産業の製薬業と奈良県立医科大学との連携強化を始め、産学官連携により企業立地や研究開発の促進を図る。

8) 県、市町村、民間企業、関係機関等が連携し、ネットワーク化による既存の施設及びインフラを活用した企業立地を促進する。

9) スタートアップへの支援

地域のイノベーションの好循環を生み出し、地域経済の活性化を図るため、スタートアップ・エコシステムの構築を目指した取組を行う。

10) 地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援

少子高齢化を背景に労働力需給が逼迫する中、特に高い付加価値を創出する地域経済牽引事業の促進に資する産業を重要産業として特定し、当該重要産業の安定的かつ経済的な発展を実現すべく、サプライチェーンを構築・強靱化する必要性が高まっている。本県においては、域外競争力のある産業や生産性の高い産業を中心に、サプライチェーンの国内回帰やBCP策定によるリスク管理、取引先とのパートナーシップ構築に資する取り組みを重点的に支援する。

11) 賃上げ促進支援

物価・エネルギー価格の高騰は県民生活や事業者経営に大きな影響を及ぼしており、県民の所得向上（賃金アップ）や地域の消費活性化、事業者の経営支援が極めて重要である。物価高騰克服に向け賃上げの促進や県内消費を喚起し、県民の所得増加を図る。

12) GXの促進支援

カーボンニュートラルの実現に向け、県内事業者に対し、省エネルギー設備及び太陽光発電等再生可能エネルギー設備の設置経費に対して補助を行う。

また、県から環境の専門家である環境カウンセラーを派遣し、温室効果ガス削減等の助言を行い、事業者の主体的な取組を支援する。

13) DXの促進支援

県内事業者の既存事業における生産性及び収益力の向上を図るため、デジタル技術の導入支援や、活用に資する取組を支援する。

支援内容としては、経理事務の電子化やデジタルマーケティングのための活用できる技術の紹介や提案と中期経営計画策定に向けた伴走支援を行う他、金融機関と連携し、デジタル技術導入に要する費用を補助する等の支援を行う。

14) 働き方改革の促進支援

働き方改革補助金により、働き方改革を行う企業を支援する。支援内容としては、健康経営優良法人認定制度、くるみん認定制度、安全衛生優良企業公表制度（ホワイトマーク）、ユースエール認定制度、社員・シャイン職場づくり推進企業、なら女性活躍推進倶楽部、女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等を取得、登録または計画策定している事業者が、県が認定する補助金を活用する際に加算を講ずる。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度(最終年度)
<b>【制度の整備】</b>					
①不動産取得税課税免除措置の整備	条例制定済	運用	運用	運用	運用
②固定資産税課税免除措置の整備(県)	条例制定済	運用	運用	運用	運用
②固定資産税課税免除措置の整備(市町村)	施策の推進	運用	運用	運用	運用
③融資制度の整備(県)	運用	運用	運用	運用	運用
④JETROとの連携	運用	運用	運用	運用	運用
⑤地方創生関係施策	施策の検討	運用	運用	運用	運用
<b>【情報処理の促進のための環境整備(公共データの民間公開等)】</b>					
公共データ公開	体制の整ったものから順次公開	運用	運用	運用	運用
<b>【事業者からの事業環境整備の提案への対応】</b>					
受付窓口	基本計画同意に併せて窓口開設	運用	運用	運用	運用
<b>【その他】</b>					
①施設整備等	基本計画同意に併せて実施	運用	運用	運用	運用
②人材育成・確	基本計画同意に併せて実施	運用	運用	運用	運用

③技術支援等	基本計画同意に併せて実施	運用	運用	運用	運用
④経営支援	基本計画同意に併せて実施	運用	運用	運用	運用
⑤周辺施策の活用及びインフラ整備	基本計画同意に併せて実施	運用	運用	運用	運用

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

### (1) 支援の事業の方向性

地域が一体となって地域経済牽引事業を促進していくためには、公設試験研究機関である奈良県産業振興総合センターや、産業支援機関である公益財団法人奈良県地域産業振興センターをはじめとする支援機関がそれぞれの能力を十分に発揮して効果的な支援活動を展開し、その効果を最大化していくことが重要である。そのため、関係支援機関との連携関係の構築等に努め、支援体制の充実を目指す。

### (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

#### ①奈良県産業振興総合センター

経営革新支援として、高付加価値獲得支援・販路拡大支援等を、また商業・サービス業支援として、「奈良ブランド」開発支援・伝統産業振興等を、さらにものづくり支援として、技術相談・設備開放・研究開発・試験分析・人材育成などの事業を行っている。

#### ②(公財)奈良県地域産業振興センター

BtoB マッチング促進支援、専門家アドバイス、金融支援等あらゆる経営相談などの事業を行っている。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用にかんがみ、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関連法令の遵守や環境保全・環境負荷低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行う場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が協調・連携して調整を行う。

また、廃棄物の減量化・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境保全等に対する規範意識の向上を目指す。

自然公園や水源地、里地里山など、環境保全上重要な地域内での整備に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境保全部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。な

お、国立公園、国定公園、県立自然公園区域を含む事業計画を承認する際には、自然公園法・奈良県立自然公園条例を所管する環境省近畿地方環境事務所および奈良県景観・自然環境課へ事前に相談することとする。

## (2) 安全な住民生活の保全

県では、「安全・安心の確保のための奈良県基本計画」を平成 29 年度から策定し、県と警察が協働して持続的に安全・安心の施策を展開し、体系的・継続的に治安基盤を整備することで、安全で安心して暮らせる奈良の実現を目指している。

また、交通安全対策については「奈良県交通安全計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑を図る活動を推進している。

地域経済牽引事業の実施にあたっては、地域住民との協議を十分に実施するとともに、犯罪や事故を防止し、安全な住生活を確保するため、県警察や道路管理者との連携を図りながら、事業者に対し下記の取組を指導、要請する。

### ①防犯設備の整備

地域住民が、事業所及びその付近において、犯罪被害に遭うことを防止するため、防犯機器・設備の設置・整備を推進する。

### ②交通安全に配慮した環境の整備

地域の交通の安全と円滑を図るため、施設の建設等については、計画の初期段階から警察等関係機関との十分な調整を図り、交通安全に配慮した環境の整備を推進する。

### ③施設等の適切な管理

工場等における植栽の適切な配置等により見通しを確保するほか、公共空間や空地が地域住民の迷惑になる行為に利用されないよう適正な管理を行う。

### ④従業員への防犯・交通安全指導

従業員に対する法令遵守の徹底、交通事故防止、犯罪被害防止のための研修等の実施、外国人従業員に対する日本の法制度についての指導等を行う。

### ⑤地域における防犯活動への参画

地域住民等が行う防犯ボランティア活動への参加等の防犯にかかる地域の取組への協力を図る。

### ⑥不法就労の防止

外国人を雇用しようとする場合において、旅券、在留カード等による当該外国人の就労資格の有無を確認するなどの必要な措置を実施する。

### ⑦警察への連絡体制

犯罪や事故等の発生時における地域住民や警察等の関係機関への連絡体制を整備する。

## (3) その他

国が定める「地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針」第一ト（1）により毎年度実施されることとされている、基本計画の目標に対する進捗状況の取りまとめ及び承認地域経済牽引事業計画の実施状況の取りまとめ等に併せて、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しを実施する。

## 9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

### (1) 総論

本県では、県土のさらなる有効利用を図るという観点に立って、県内への企業誘致により雇用の場を確保することで、地域振興を図るため企業誘致に必要な新たな産業用地として工業ゾーンを設定する取組を行う。一方で、県内の農地を有効に活用し、農業の生産性の向上を図るため「特定農業振興ゾーン」を設定し、担い手への農地の集積や荒廃農地の発生防止、多様な担い手の確保等を推進するなど奈良らしい農業を展開するための施策を進め、農地を保全すべき区域と都市的土地利用をすべき地域等の調和を図る「農地マネジメント」に取り組んでいる。

なお、やむを得ず農地を含める場合には、

- ①農用地区域外での開発を優先すること
- ②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること
- ③面積規模が最小限であること
- ④面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した地域を含めないこと
- ⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

等「地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針」に配慮するものとする。重点促進区域によっては、区域内に農用地区域及び市街化調整区域が存在している箇所があるが、本計画において設定した重点促進区域は、4（3）に記載する工場立地特例対象区域への設定を目的としたものであるため、これらの地域において土地利用調整計画の策定を想定するものではない。

### (2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

定めない。

### (3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

定めない。

## 10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「奈良県未来投資促進基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。